

第208回千代田区建築審査会議事録

日 時： 令和 7 年 7 月 16 日（水） 午後 2 時から午後 2 時 25 分まで

場 所： 区役所 6 階 601 会議室

参加委員： 5 名

会	長	関	智文
委	員	木島	千嘉
委	員	正木	順子
委	員	宇於崎	勝也
委	員	山崎	芳明

議 題： 建築基準法第44条第 1 項第 2 号（道路内の建築制限）の規定に基づく千代田区建築審査会の同意について

(1)議案第34号 バス停留所上家 東京駅丸の内南口⑦乗り場(1)

(2)議案第35号 バス停留所上家 東京駅丸の内南口⑦乗り場(2)

結 果： いずれも同意した。

議事の概要

会長 議案第34号及び第35号について、まとめて詳細を説明願いたい。

千代田区 議案第34号及び第35号は、東京都交通局が建築主のバス停留所上家の新築計画である。

いずれも、雨風や日差し除けの効果に加え、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮され、公共交通機関としての利便性や快適性の向上を目的とした公益上必要な建築物である。

道路に対する影響については、所管の警察及び消防署並びに道路管理者から交通上支障がない旨の回答を得ており、各有効歩道残幅員からも通行上支障がないと判断できる。

このため、建築基準法第44条第 1 項第 2 号の規定に基づき建築審査会の同意を求めたい。

委員 隣り合って並ぶ 2 つの停留所に対して、議案第34号及び議案第35号の上家を 1 棟ずつ新設する計画であるが、2 つの停留所を覆う 1 棟の上家を新設する計画にはできないのか。

千代田区	上家は形状が決まっており、2つの停留所を覆える長さの上家がないため、2棟を並べて新設する計画とした。
委員	議案第35号のみ降車口を覆えない長さの上家を採用したのはなぜか。形状が決まっているのであれば、議案34号と長さを揃えたほうが風雨を防ぐことができ利便性が向上するうえ、景観上も統一感が出てよい。
千代田区	停留所の北側にガス埋設管があり設置に支障があったため、議案第35号のみ長さの短い上家を採用した。
委員	停留所の位置を南にずらせば乗降口の両方を覆える長さの上家を設置できるのではないか。あるいは、近くの交通広場に移動させることができれば、長さの長い上家を設置できるうえ、乗降のためのスペースもより広く確保できてよいのではないか。
千代田区	停留所の位置を移動できるか確認して後日回答する。
委員	計画地である丸の内は美観地区であり、事前に地域でデザイン協議を行うルールがあったように思うが、実施しているか。
千代田区	計画地は旧美観地区であるため、千代田区景観まちづくり計画における基準を遵守して色彩を決定した。
会長	ベンチは設置しないのか。
千代田区	バスの便数が多く乗降客の列の回転が早いため、設置しない。
委員	具体的な便の数はいくつか。
千代田区	多い時で5分に1本、少ない時でも10分に1本である。
会長	反対意見がないようであるので、議案第34号及び第35号について同意でよいか。

(委員全員了承する)

以上